

市長への意見書



令和7年11月11日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する意見書を市長に提出しました。

1. 耕作放棄地の活用と農業環境整備について

現在、地域には耕作放棄地が点在しており、中でも一定のまとまりを持つ農地については、農地バンクを活用した圃場整備を進め、農家への利活用を積極的に促進することが求められます。これにより、遊休農地の再生だけでなく、農業者の所得向上や新規就農者の受け入れにもつながるものと考えます。

また、農業の大型機械化が進む中で、農道の幅が狭く、未整備な箇所が数多く見受けられます。特に住宅地に近い地区では、車両のすれ違いが困難であるうえ、雨天時には水溜りや滑りによる危険も多く、安全面に大きな課題を抱えています。

将来の地域農業を担う若者たちが、安心・安全に作業を行える環境を整えるためにも、農道の整備は急務であると考えます。

つきましては、耕作放棄地の有効活用とあわせて、農業インフラの改善に積極的に取り組んでいただきたい。

2. 新規就農者支援・推進について

現在本市では、高齢化等の影響により農業の継続が困難となり、離農を検討されている農家の方々が増加していると聞いております。特に、後継者が不在であることから、農業経営を徐々に縮小し、最終的にはやむなく離農せざるを得ない実情も見受けられます。

このような状況を受け、農地・農業技術の円滑な継承と新規就農者の支援を同時に実現する施策として、以下のような制度の創設を検討いただきたい。

① 離農予定農家の登録制度の創設

将来的に農地・農機具の譲渡や農業経営の継承を希望する農家の方に、「農業版空き家バンク」のような形で登録していただく。

② 新規就農希望者とのマッチング

登録された情報をもとに、新規就農希望者とのマッチングを行い、条件が合致した場合は、1～2年間の共同作業を通じて、技術や経営ノウハウを継承する機会を設ける。

③ 円滑な継承支援の体制整備

一定期間の研修・実務経験の後、農地・農機具の譲渡・継承がスムーズに行えるよう、制度的・財政的な支援体制を構築する。

このような制度が整備されれば、離農を考えている農家の方々にとっては、自らの経験や資産を次世代へと引き継ぐことが可能となり、新規就農者にとっても、不安や初期投資の負担を軽減し、農業への参入を現実的なものとする可以考虑。

3. 鳥獣(イノシシ・シカ・サル)被害への対応について

近年、イノシシ・シカ・サルによる農作物の被害が頻発しております。農家としては電気柵の設置等による自衛策を講じておりますが、それだけでは限界があり、被害は後を絶ちません。猟友会の皆様に

もご尽力いただいておりますが、個体数は増加の一途をたどっております。

また、最近では、電気柵用バッテリーの盗難・破壊などの被害も発生しており、被害対策そのものが機能しなくなるケースも見られます。これらの状況を踏まえ、市、猟友会、そして警察が連携し、「対策本部」のような組織を立ち上げ、地域全体として継続的かつ戦略的な個体数削減および被害抑止の取組をお願いしたい。

4. 外来種(ジャンボタニシ)による農作物被害への対応について

8年ほど前より、外来種であるジャンボタニシの繁殖が進み、田植え直後の稲が、翌朝には9割以上食害されるといふ甚大な被害が発生しています。被害を受けた圃場では、2回目の田植えを余儀なくされるなど、農家の負担は極めて大きくなっています。

現在は、田植え後に薬剤(スクミノン)を散布し対応していますが、効果は約1週間程度と短く、価格も1反当たり3,000円~9,000円と高額で、農家の経済的負担が重くのしかかっています。

なお、ジャンボタニシ駆除には椿油粕も効果があるとされていますが、河川への影響を考慮し使用が禁止されている状況です。このような中で、現時点で最も効果があるのはスクミノンの使用と考えており、個人による対策だけでは限界があります。

そこで、市として、圃場単位や地域単位での一体的な防除体制の構築とともに、スクミノン等の防除資材に対する補助制度の創設・拡充を検討いただきたい。

5. 日本型の農家への直接支払い実現に向けた要望について

近年の米価格の高騰をきっかけに、ようやく多くの消費者が米農家の厳しい現状に目を向けるようになりました。国の農業経営統計によると、米農家1経営体あたりの年間所得(経費等を差し引いた額)は、2021年、2022年ともに平均わずか1万円であり、労働時間で換算すると「時給10円」にも満たないと報じられております。

このような状況では、農業を継続することが困難であるだけでなく、将来的な担い手の減少にもつながります。実際に、農業従事者の平均年齢は68.7歳と高齢化が進んでおり、農業離れは深刻な問題です。また、日本の食料自給率は先進国の中でも特に低く、「食の安全保障」の観点からも、農業の持続可能性を高める政策が求められております。

欧米諸国では、農産物価格の安定と農家の経営継続を目的として、「価格転嫁」と「直接支払い」を組み合わせた制度が導入されています。日本においても、こうした制度の導入により、農業経営の安定化を図り、若い世代が農業に希望を持って参入できる環境を整える必要があります。

つきましては、県や国に対し「日本型の農家への直接支払い制度」の導入に向けた働きかけを強く行っていただきたい。これにより、地域の農業が持続可能なものとなり、農村地域の維持・発展、そして消費者への食料供給の安定にも寄与することと考えます。

(参考) 1)「食料・農業・農村基本計画」の論点、鈴木亘弘(東京大学大学院特任教授、全国農業新聞、2024.11.11.15)

2)「米農家の「時給」23年も厳しく農業経営統計調査(確報)から試算「欧米並みの所得補償」必要性を示唆」、JAcom農業協同組合新聞、2025.10.14

6. 相続登記の義務化の情報発信について

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。農地において、所有権移転や貸借の相談を受けた際、登記名義人が死亡している場合は相続登記をするよう指導していますが、費用や手続きの煩雑さから敬遠される方もしばしば見受けられます。

相続登記が完了していない場合、所有権移転はできませんし、貸借においても相続人の過半の同意が必要となるなどスムーズな権利移転ができなくなります。また、圃場整備などの公共事業においても、相続未了の農地があった場合、相続人全員の同意が必要であり、相続人全員から同意が得られない場合は事業の対象区域から除外せざるを得ないなど、事業にも支障をきたすケースもあると伺っています。

この状況を踏まえ、市民環境課や税務課とも連携し、相続登記が義務化されたことの情報を広報してくださるよう要望します。相続登記がスムーズに行えれば、農地の円滑な権利移動・移転や、公共事業の推進が図られ、地域全体の活性化にもつながると考えます。

また、相続登記において、住民にとってわかりやすく、迅速に手続きを進められる仕組みの整備についても、今後国や県に対し要望していただければと考えます。

7. その他

これまでに要望した、鳥インフルエンザ等の畜産に関する防疫対策、宮ヶ原荒谷IC設置に関する国・県への働きかけ等については、継続した取組を要望します。